

別紙(三)

出勤勧告書

今度のストライキは別紙の通り事情より起つた次第で御互識に遺憾に堪へません然し一期より早く御出勤に存ることを御勧め致します(八月十九日朝より)若し引續いて出勤せられぬ方は出勤の御意志なきものと認める事に致しますらるる念申添ます

昭和五年八月十七日

株式会社行政學會印刷所

(別紙二)

行政學會全従業員諸君に訴ふ

行政學會より二割強の印刷代値を七月一日より実施されたとの理由で因に去る七月二十日我々行政學會印刷所従業員に對し会社当局は一割六分強と云ふ賃額極下を提示した。我々従業員は一割六分強の極下に對し幾多の不満と幾多の疑惑を起つたのであるが今日の社会状態より利害を考へ隱忍自重し其の同位に居る工場協誠会に於て賃額極下に付つての理由及答弁を会社当局に求めた処具體的後以て協誠会に於て故に依りて我々の生活を極端に人としていふあるが如し。茲に於て我々は生存権確立のため行政學會將率より中絶する為め幾多の眼罵るる禍根を断つべく八月十二日午後二時憤然と起つたのである。行政學會従業員諸君行政學會印刷所は同一の目的を為す同一の資本に依りて組織された会社であり本問題の勝敗は如何は行政學會を圍む全従業員が生存権に關する鬥争である以上是等の利害の爲め絶大な影響即援助を乞ふ次第である

戸越行政學會印刷所
争議國本部
荏原戸越五〇四